

三 賃 金

一 賃金の一般的傾向

(1) 名目賃金の動向

一 常用労働者の賃金について本年の一般的な傾向を概観すると、賃金水準は、前年よりその上昇率を鈍化しながらも引続きかなり増加し、また実質賃金も、物価の停滞の関係も加わつて、前年にくらべ顕著な上昇率を示した。二五年、二六年には実質賃金の上昇率が労働生産性の上昇率に及ばなかつたのに対して、二六年-二七年には逆に労働生産性の上昇率を上廻る実質賃金の上昇がみられ、また本年における消費者物価指数、卸売物価指数の停滞によつて労務費比率指数に前年よりも増加の傾向を見せている。しかしこのような平均水準の上昇の内部には新しい傾向があらわれており、後述のような給与性格の変化とともに賞与制度の普遍化等に伴つて特別給与支給の季節性はさらに明確化し、また終戦後著しくその格差をちぢめた労職間その他の賃金格差は若干拡大してきている。

二 まず毎月勤労統計による昭和二七年一月-十二月の常用労働者一人あたり月間現金給与総額をみると、本年調査産業総数一四,四三四円、製造業一三,五一六円で、前年に比べそれぞれ二〇・六%、一七・七%の増加となつている(第四〇表)。

第40表 年月及び調査産業総数、製造業別現給与総額及び指数

第 40 表 年月及び調査産業総数、製造業別現金給与総額及び指数

年 月	調 査 産 業 総 数			製 造 業		
	実 額	指 数 22年=100	対前年同期 増 加 率	実 額	指 数 22年=100	対前年同期 増 加 率
	円		%	円		%
昭和22年平均	1,740	100.0	—	1,580	100.0	—
23 〃	4,770	274.1	174.1	4,379	277.2	177.2
24 〃	8,019	460.9	68.1	7,516	475.7	71.6
25 〃	9,687	556.7	20.8	9,133	578.0	21.5
26 〃	12,200	701.1	25.9	11,708	741.0	28.2
27 〃	14,434	845.6	20.6	13,516	872.5	17.7
1 月	13,726	804.1	26.6	13,043	842.0	21.3
2 〃	12,709	744.5	26.5	12,188	786.7	22.5
3 〃	12,883	754.7	26.9	11,631	750.8	21.2
4 〃	12,959	759.1	19.6	11,841	764.3	17.0
5 〃	12,722	745.3	18.6	11,701	757.9	16.2
6 〃	15,331	898.0	25.7	14,021	905.1	16.7
7 〃	15,925	932.9	28.1	15,487	999.7	26.3
8 〃	14,218	832.9	17.4	13,179	850.7	16.2
9 〃	13,638	798.9	19.3	12,626	815.0	16.3
10 〃	13,066	765.4	13.0	12,517	808.0	11.4
11 〃	12,941	758.1	7.7	12,866	830.5	8.1
12 〃	23,084	1,352.3	19.7	21,054	1,359.1	19.5

(注)

- 22～24年は旧毎月勤労統計調査結果を25年以降の調査に接続するよう修正したものである。
- 27年1月以降の指数は1月分新旧調査の結果により調整したものである。
- 労働者とは生産労働者と管理、事務及び技術労働者の合計である。
毎月勤労統計による。

この増加は、二五年から二六年にかけての増加率に比べれば、かなり鈍つたけれども、しかしなお賃金水準が確実な足どりで増加しつつあることを示すもので、これは前述のような雇用量の伸び悩み、生産上昇の鈍化に比べて対照的である。

三 この傾向は現金給与総額のみでなく定期的給与についても現れており、二七年の平均給与は前年に比べて調査産業総数二〇・六%増、製造業一八・三%増で現金給与総額とほぼ同水準またはこれを上回る増加を示したことは、二五年以後臨時的給与が定期的給与を上廻つて上昇していたことにくらべて極めて特徴的である。

このような定期的給与の増加傾向は年間平均についてのみでなく、年間の趨勢としても見得るところで、一部の産業のストによる一〇、一二月の微減をのぞいては大体一貫して増加をしている(第四一表)。

第41表 調査産業総数、製造業別「きまつて支給する給与」額及び指数

第 41 表 調査産業総数、製造業別「きまつて支給する給与」額及び指数

年 月	調査産業総数		製 造 業			
	1人1ヵ月 当り給与額	1人1ヵ月 当り指数 (25年1~3 月=100)	1人1ヵ月 当り給与額	1人1ヵ月 当り指数 (25年1~3 月=100)	1人1時間 当り給与額	1人1時間 当り指数 (25年1~3 月=100)
昭和25年平均	円 8,788	105.9	円 8,414	107.0	円 44.49	101.8
26 "	10,537	127.0	10,245	130.3	53.13	121.6
27 "	12,495	153.1	11,858	154.2	61.02	143.9
1月	11,907	145.9	11,002	143.0	62.58	147.6
2 "	12,137	148.7	11,460	149.0	57.70	136.1
3 "	12,192	149.4	11,301	146.9	59.01	139.2
4 "	12,311	150.9	11,525	149.8	59.01	139.2
5 "	12,334	151.2	11,483	149.3	61.70	145.5
6 "	12,571	154.1	11,837	153.9	59.60	140.6
7 "	12,568	154.0	11,783	153.2	60.77	143.3
8 "	12,696	155.6	12,050	156.6	60.95	143.8
9 "	12,855	157.5	12,231	159.0	60.85	143.5
10 "	12,621	154.7	12,221	158.9	62.96	148.5
11 "	12,534	153.6	12,537	163.0	62.97	148.5
12 "	13,217	162.0	12,871	167.3	64.03	151.0

(注) 「毎月勤労統計全国調査」による。

三 賃金

一 賃金の一般的傾向

(2) 実質賃金の動向

四 右のような名目賃金の増加線本年における消費者物価の一般的保合と相俟つて実質賃金の向上をもたらした。すなわち、月間現金給与総額による年間平均実質賃金指数は、二二年基準で調査産業総数三〇七・六、同じく製造業は三一七・四と前年に比べそれぞれ一四・九%、一二・二%の増加となつている。

この増加率は二五年頃までの傾向に比べれば小さいが、前年よりも高く、また動乱勃発時と比較すれば、調査産業総数で二五・一%、製造業二四・五%の増加でそのため、製造業生産労働者の戦前基準(昭和九-十一年=一〇〇)実質賃金税込み指数は本年はじめて戦前水準を上廻る一〇二・三を示すに至つた。

(注) 二八年二月戦前基準消費者物価指数が改訂され実質賃金指数もこれに基きすべてさかぼつて改訂された(第四三表)。

第42表 調査産業総数及び製造業における実質賃金指数の推移

第42表 調査産業総数及び製造業における実
質賃金指数の推移
(昭和22年=100)

年 月	調査産業総数		製 造 業	
	指 数 22年=100	対前年同期 増 加 率	指 数 22年=100	対前年同期 増 加 率
昭和 22年平均	100.0	—	100.0	—
23 "	149.8	49.8	151.5	51.5
24 "	190.9	27.4	197.1	30.1
25 "	247.5	29.6	257.0	30.4
26 "	267.8	8.2	283.0	10.1
27 "	307.6	14.9	317.4	12.2
1 月	292.8	11.8	306.6	7.1
2 "	272.4	16.4	287.9	12.6
3 "	275.3	19.6	273.9	14.3
4 "	276.4	13.3	278.3	10.9
5 "	273.7	12.7	278.3	10.4
6 "	328.9	18.0	331.4	9.5
7 "	337.4	18.6	361.6	17.0
8 "	300.5	13.3	306.9	12.1
9 "	288.7	16.6	294.5	13.7
10 "	276.1	11.3	291.5	9.7
11 "	276.1	7.3	302.4	7.7
12 "	493.9	19.5	496.4	19.3

(注) 名目賃金指数を総理府統計局消費者物価指数(全都市総合)で除したもので算出

第43表 戦前基準賃金指数

第 43 表 戦前基準賃金指数(製造業生産労働者)
(昭和9~11年=100)

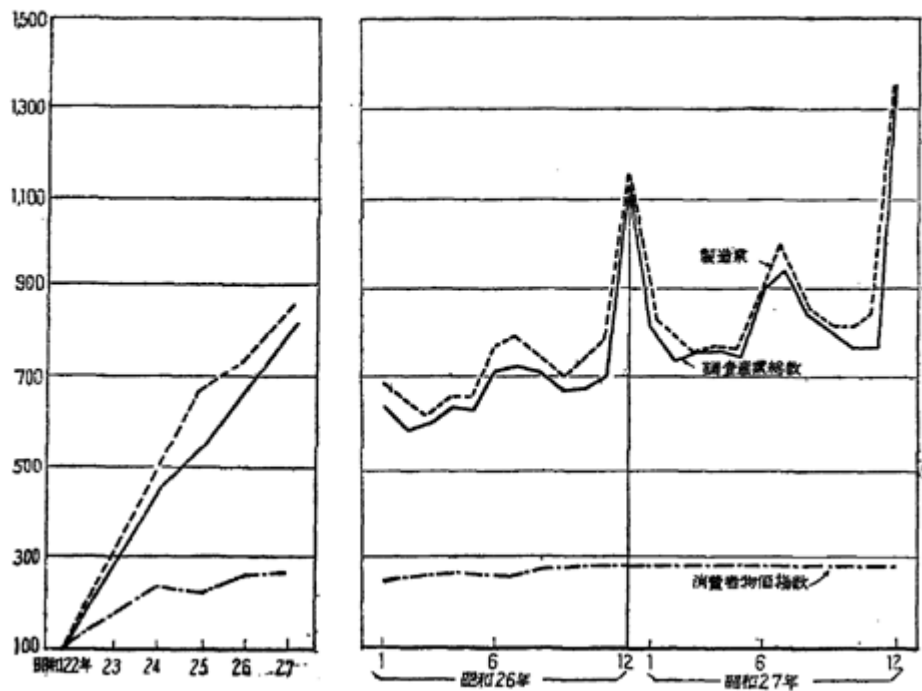
年 月	名 目 賃金指数	消費者物価指 数(東京総合)	実質賃金 指 数
昭昭 9~11年	1.0	1.0	100.0
22 "	32.9	109.1	30.2
23 "	91.9	189.1	48.6
24 "	157.1	237.6	66.1
25 "	187.9	220.0	85.4
26 "	235.5	255.5	92.1
27 "	272.2	266.2	102.3

(注) 名目賃金指数の算出方法は労働統計調査月報
第4巻第5号参照。

五 以上は税込給与額による算定であるがこれを税引きの手取り額によつてみれば所得税法の改正により前年よりもさらに増加を示している。すなわち、労働省給与構成調査による現金給与総額からの法定控除(所得税、健康保険、厚生年金保険及び失業保険の保険料)率は、二七年八月において調査産業総数一二・五%(うち所得税八・七%で、これを二五年十月の一四・六%、うち所得税一〇・七%に比べれば労働者の購買力として現われる手取り賃金は一層増加している(第四四表)。

第11図 賃金水準と物価水準

第 11 図 賃金水準と物価水準
昭和 22 年=100



第44表 調査産業総数及び製造業控除額推移

第 44 表 調査産業総数及び製造業控除額推移
(単位 %)

産 業	年 月	現金給与 総 額	控 除 額				
			計	所得税	失業保険 保 険 料	健康保険 保 険 料	厚生年金 保 険 料
調査産業 総 数	25年10月	100.0	14.6	10.7	0.8	2.2	0.9
	27年 8月	100.0	12.5	8.7	0.9	2.1	0.8
製 造 業	25年10月	100.0	15.0	11.1	1.0	2.0	0.9
	27年 8月	100.0	12.1	8.2	0.9	2.2	0.8

(注) 「給与構成調査」による。

六 なお実質賃金の増加要因を賃金と物価に分けてみると、二五年とくに上半期は物価の低落と名目賃金の増加によつて上昇し、二六年は名目賃金の大巾な増加にも拘らず物価高騰によつて実質賃金の増加を抑制したのに対し、本年に安定した物価水準の下に、名目賃金増加の要因によつて賃金の購買力が増加した点が異つている。

また生計費の変動において大きな比重を占める食料物価の騰貴は微弱であつたから食料賃金指数(賃金の食料購買力)は大巾の増加を示し、食料需要の非弾力性によりこれらの増加した賃金から生じた購買力が、後述のように食料以外の費目に、または食料の質的向上に向けられたものと考えられる(第四五及び四六表並びに労働者生活状態の項参照)。

第45表 C.P.I.(全都市総合)及び各名目賃金の対前年変動率

第 45 表 C.P.I. (全都市総合) 及び名目賃金の対前年変動率

年	C. P. I.		名 目 賃 金	
	綜 合	食 料	産業総数	製 造 業
	%	%	%	%
23 年	+ 82.5	+ 67.1	+ 174.1	+ 177.2
24 "	+ 31.9	+ 25.6	+ 68.1	+ 71.6
25 "	- 6.8	- 10.5	+ 20.8	+ 21.5
26 "	+ 16.4	+ 15.2	+ 25.9	+ 28.2
27 "	+ 5.0	+ 3.8	+ 20.6	+ 17.7

(注) 1. C.P.I.は総理府統計局調による。
2. 名目賃金は「毎月勤労統計調査」による。

第46表 食料賃金指数

第 46 表 食料賃金指数

$$\left(\frac{\text{名目賃金指数}}{\text{食料物価指数}} \times 100 \right)$$

(昭和22年=100)

年	C.P.I. 食 料	実 質 賃 金 指 数	
		産業総数	製 造 業
22 年	100.0	100.0	100.0
23 "	167.1	164.0	165.9
24 "	210.0	219.5	226.5
25 "	187.9	296.2	307.6
26 "	216.5	323.8	342.2
27 "	227.3	372.0	383.9

(注) C.P.I.食料は、総理府統計局調「消費者物価指数食料」を基準時転換したもの。

この面で本年における給与の増大-毎月勤労統計の対象に含まれる産業規模の労働者約四五〇万人のみで

前年よりも毎月平均約百億円の増加となる-は,消費財産業に対する国内市場の拡大をもたらす上に貢献したことが看取される。

三 賃 金
一 賃金の一般的傾向
(3) 賃金不払の状況

七 なおここで、賃金不払の動向をみると、労働基準局が把握した賃金不払はドツジライン下の二五年上半期を峠にその後漸減し、二七年一-六月の各月把握平均件数は一、四一三件となつたが、その後再び増加し、七-十二月には一、五六七件を算している。またその不払金額は、各月四億円平均で前年に比べて二倍に近い。

ただその解決率はむしろ向上し、未解決で残つている件数は金額と共に減少の一途を辿り、二七年年末で二、九三二件、約三億円で、ともに前年末より減少はいちじるしい(第四七表)。

第47表 賃金不払件数及び解決状況

第 47 表 賃金不払件数及び解決状況				
期 間	当 月 把 握 し た も の		当 月 ま で に 未 解 決 の も の	
	件 数	金 額	件 数	金 額
昭和 25年1月～6月平均	2,542	493 百万円	(6月末) 6,478	(6 月末) 1,999 百万円
7 ～12 //	2,398	404	(12 //	(5,429 (12 //
26 // 1～6 //	1,607	192	(6 //	(4,328 (6 //
7 ～12 //	1,588	225	(12 //	(3,801 (12 //
27 // 1～6 //	1,413	425	(6 //	(3,860 (6 //
7 ～12 //	1,567	400	(12 //	(2,932 (12 //

(注) 労働基準局「賃金不払事件状況報告」による

三 賃金

二 賃金水準変動の諸特徴

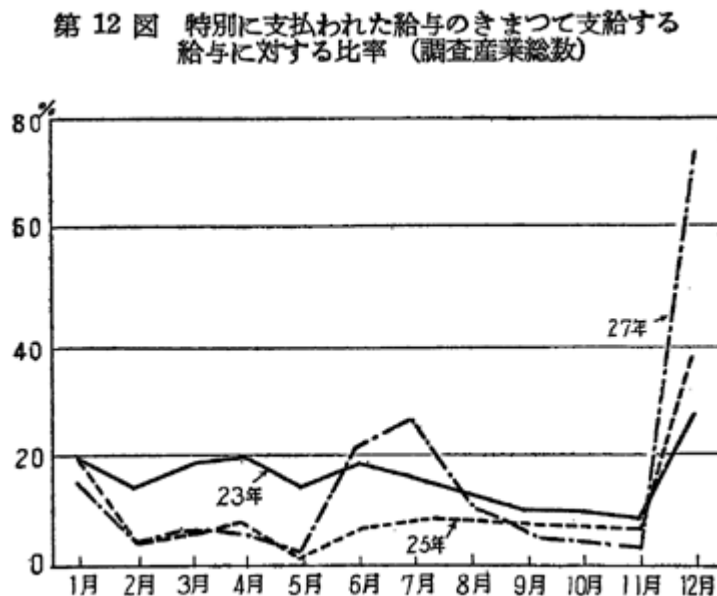
(1) 特別給与の季節性の明確化と賞与制度の普遍化

八 以上のように賃金水準に一般的に上昇傾向にあるが、一面その内部には末年特別給与支給の季節性の明確化と普遍化その他の新しい傾向があらわれている。

すなわち、本年賃金水準の増加は、特別給与においても定期的給与においてもほぼ同率であつたことは前述の通りであるがこのような変化のうちでも、とくに特別給与が夏季年末に一層高額に、他の月にはさらに減少になつてきている。

九 特別給与の定期的給与に対する比率を年間平均でみると、二二-二三年のインフレーション期にはかなり高い水準にあつたのが、二四-二五年の安定計画実施期においては減少し、二六年以降再び増加した。これを年内各月の傾向でみると、二二-二三年には、物価騰貴に追いつく生活賃金の支給が特定の月によらずに行われたのに対し、二四-二五年には年末の特別給与を除いて各月ともほぼ同じ割合を持続し、その後二五年末から盆暮の特別給与の支給が明確化してきて二七年に入るとその傾向は一層顕著になり、反面他の月には比率の減少をみせるに至つた(第四八表)。

第12図 特別に支払われた給与のきまつて支給する給与に対する比率



第48表 調査産業総数、年月別「きまつて支給する給与」に対する「特別に支払われた給与」の比率

第 48 表 調査産業総数、年月別「きまつて支給する給与」に対する「特別に支払われた給与」の比率
(単位 %)

月	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年
年平均	13.8	15.6	8.0	10.2	15.8	15.5
1月	19.4	19.5	15.2	19.1	16.5	15.3
2月	8.2	14.3	6.1	4.6	6.4	4.7
3月	7.5	18.6	7.0	4.9	6.5	5.7
4月	9.5	19.5	8.7	6.5	9.0	5.3
5月	12.7	14.6	6.2	2.7	7.7	3.1
6月	18.3	18.2	7.5	6.9	18.6	22.0
7月	17.4	16.0	5.9	8.7	18.7	26.7
8月	15.3	13.3	6.2	7.3	13.6	12.0
9月	11.1	10.1	4.5	6.8	6.6	6.1
10月	10.4	8.6	4.4	7.3	6.9	3.2
11月	11.4	9.9	3.8	6.3	6.9	3.5
12月	40.6	27.6	20.8	38.8	63.3	74.7

(注) 22～24年は「旧毎月勤労統計調査」25年以降は「改正毎月勤労統計調査」による。年平均は年間平均の給与についての比率であつて、各月比率の平均ではない。

なおその支給状況においては、(1)特別給与、特に賞与支給事業所の増加、(2)賞与の平均給与額の増加、(3)賃金額階級別事業所分布の集中、の三点にあらわれている。(以下六、七月及び一二月の特別給与を概見するが鉱業、金融業及び保険業その他若干の産業においては賞与月は他の月であることがあり、必ずしも、六、七、一二の三ヵ月には限らないことが注意さるべきである。)

一〇二七年六、七月における特別給与を支給した事業所は全体の四九・三%、一二月同じく六九・七%でこれは前年の三一・八%、六二・八%をかなり上廻っている。

さらにまた「賞与」の名称で支給した事業所は一二月には、全事業所の四三・八%で、昨年の二倍に近い増加である。(第四九表)

第49表 夏期年末賞与並びに臨時給与を支給した事業所の割合

第 49 表 夏期年末賞与並びに臨時給与
を支給した事業所の割合

(調査事業所総数=100)

年 月	計	賞与	臨時 給与	賞与及 び臨時 給与
	%	%	%	%
26年6+7月	31.8	18.4	12.1	1.3
12月	62.8	24.6	33.4	4.8
27年6+7月	49.3	24.7	23.9	0.7
12月	69.7	43.8	22.1	3.8

(注) 「毎月勤労統計全国調査」による。

—— また調査産業総数における全労働者一人あたり特別給与額は二七年六月二,七六〇円(前年同月一,九五円)七月三,三五七円(同一,九九九円)一二月九,八六七円(同七,六二〇円)とかなり増加した。これには支給されない事業所の労働者を含めているが、支給された事業所のみでは一人あたり六万七,二八八円,七月九,八二三円,一二月一一,七八〇円で前年よりも約二四%増加した。「賞与」として支給した事業所の一人平均額は六,七月期が前年よりも三割弱の増加であり、これは大規模事業所で特に顕著である。(第五〇表)

第50表 夏期,年末支給労働者一人平均特別給与額及び賞与

第 50 表 夏期, 年末支給労働者一人平
均特別給与額及び賞与

(調査産業総数)

(単位 円)

年 月	支給労働者 1 人平均特別給 与額	支給労働者 1 人平均賞与額
26年		
6,7月平均	6,028	7,984
12月	9,467	9,845
27年		
6,7月平均	8,479	10,255
12月	11,780	11,566

(注) 「毎月勤労統計全国調査」による。

一二 さらに夏季及び年末の特別給与を支給した事業所における一人平均支給額による事業所の分布によると、一般に特別給与の平均が次第に五,〇〇〇円-一五,〇〇〇円に集中してくる傾きがあり、一方では五〇,〇〇〇円以上支給する事業所がありながらも階級間の事業所分布は縮少しつつあるといえる。(第五一表)

第51表 夏季年末一人平均賞与並びに臨時給与の階級別事業数の割合

第 51 表 夏季年末 1 人平均賞与並びに臨時給与の階級別事業所数の割合

(調査産業総数)

(単位 %)

	年 月	支給事業所計	1 千円未満	1 千円～3 千円未満	3 千円～5 千円未満	5 千円～1 万円未満	1 万円～3 万円未満	3 万円～5 万円未満	5 万円以上
合 計	26年6, 7月	100.0	7.7	32.0	19.2	22.4	16.0	2.1	0.6
	12月	100.0	1.5	11.1	12.8	42.3	30.6	1.4	0.3
	27年6, 7月	100.0	2.2	11.8	28.3	37.7	17.6	1.9	0.5
	12月	100.0	1.6	10.5	13.0	24.7	46.9	2.6	0.7
賞 与 (A)	26年6, 7月	100.0	5.2	20.3	19.2	28.9	22.4	3.1	0.9
	12月	100.0	3.3	17.2	18.3	31.3	27.6	2.1	0.2
	27年6, 7月	100.0	2.5	15.2	17.4	34.7	26.7	2.9	0.6
	12月	100.0	2.0	16.4	18.4	28.3	31.3	2.8	0.8
臨 時 給 与 (B)	26年6, 7月	100.0	10.6	51.0	17.0	12.9	7.4	0.9	0.2
	12月	100.0	1.0	10.5	10.3	48.6	29.0	0.3	0.3
	27年6, 7月	100.0	2.4	9.7	45.4	37.8	4.2	0.3	0.2
	12月	100.0	1.9	6.9	7.8	18.8	63.3	0.9	0.4
(A) +(B)	26年6, 7月	100.0	1.7	11.8	13.6	34.2	36.3	2.1	0.3
	12月	100.0	0	3.2	9.7	24.7	50.7	9.7	2.0
	27年6, 7月	100.0	0	12.4	7.6	24.8	38.7	6.7	9.8
	12月	100.0	0.6	0.8	6.1	21.1	65.6	4.4	1.4

(注) 「毎月勤労統計全国調査」による。

三賃金

二賃金水準変動の諸特徴

(2) 給与制度の変更

一三 つぎに給与構成の動向についてみると、給与制度の合理化は戦後一貫した課題となっていたが、従来の傾向は本年もさらに進められたようにうかがわれる。

これを給与構成調査によつてあとづけると、基本給を年齢、学歴、勤続、能力、役付、職種、一定の等額、総合決定の八種に整理した調査産業総数総労働者のうける給与種別労働者比率は、二五年十一月においては労働者一人あたり一・九種であつたが、二七年八月には一・七種に減少した。また同じく家族給、単身者世帯主別給、通勤給、住宅給、地減給、税保険料負担給、その他生活補助給の七種に整理した生活補助給は、二五年の一人あたり一・〇種から二七年〇・九種に減少した。

そして実際には同じ能力給でも、技能給と能力補正給とが一本化する、奨励給の中で能率給と臨時加給金が合併する、というように各給与内部の細分された体系が統合されているから、体系の整理は右以上に進行しているとみられる。(第五二表)

第52表 給与種別支給労働者数の総労働者に対する比率

第 52 表 給 与 種 類 別 支 給

給 与 種 類	総 数			産 業		
	昭和 25年	26年	27年	25年	26年	27年
総 数 ²⁾	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
基 本 給						
年 齢 給	22.6	16.4	15.7	32.5	13.8	12.1
学 歴 給	1.4	2.9	3.0	0.0	0.2	-
勤 続 給	23.7	19.6	18.4	36.9	15.0	18.2
能 力 給	6.4	10.6	8.9	3.9	11.4	7.5
役 付 給	5.2	7.5	6.8	3.8	4.3	2.6
職 種 給	26.7	22.8	24.9	49.2	42.5	35.4
一 定 額 給	14.5	13.5	12.5	5.5	9.8	5.8
総 合 決 定 給	85.0	82.2	80.5	68.9	62.7	62.1
奨 励 給						
精 皆 勤 給	17.2	17.9	19.5	33.7	5.4	13.0
能 率 給	38.0	38.3	34.8	69.9	61.8	57.6
生 活 補 助 給						
家 族 給	48.5	46.4	44.4	64.7	65.4	65.0
単 身 者 世 帯 主 別 給	4.4	3.7	3.1	1.8	2.7	1.1
通 勤 給	5.8	8.9	7.5	2.1	3.2	2.3
住 宅 給	3.1	3.3	4.5	4.0	2.7	4.3
地 域 給	32.2	20.2	19.2	25.2	27.4	28.0
税、保 險 料 事 業 主 負 担 給	4.3	5.7	7.0	0.1	3.5	3.4
その他の生活補助給	1.2	2.8	1.9	1.5	1.8	1.0

(注) 1) 本表の比率は産業別に給与種類別支給労働者数をそれぞれの

2) 給与種類別の比率の合計が総数 (100) に一致しないのは、二

労働者数の総労働者に対する比率¹⁾ (30人以上の事業所)
(単位 %)

製 造 業			卸売及び小売業			金融業及び保険業			運輸通信及びその他の公益事業		
25年	26年	27年	25年	26年	27年	25年	26年	27年	25年	26年	27年
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
25.1	16.2	15.1	13.0	6.7	11.0	7.5	0.6	4.7	17.1	29.6	27.4
2.1	2.6	3.2	2.0	3.2	5.2	3.0	7.4	10.5	0.4	5.6	1.2
25.6	19.7	17.7	13.5	8.6	8.9	13.4	9.8	7.5	17.4	32.0	29.7
5.2	8.6	8.1	8.1	3.8	1.7	0.5	3.8	1.1	11.1	23.8	19.4
6.4	6.7	6.9	8.2	16.9	8.6	9.3	18.4	8.6	2.7	9.8	8.0
21.0	19.8	21.5	16.8	19.4	15.9	23.4	17.0	16.7	29.4	23.3	37.2
19.5	15.9	14.7	24.3	17.3	12.7	21.0	12.7	11.2	6.9	7.1	9.1
88.3	85.6	84.1	88.4	92.1	89.5	94.8	95.0	90.3	83.2	77.3	72.6
22.1	24.3	26.3	11.0	9.3	10.9	2.9	6.4	3.9	2.4	6.9	4.8
46.4	40.8	38.2	10.9	11.7	8.5	5.8	7.5	8.2	13.9	22.2	22.2
41.9	41.1	39.2	40.5	40.3	34.6	37.8	37.3	37.9	57.7	59.4	55.7
6.0	3.7	2.9	10.6	9.1	4.8	9.4	11.6	5.7	1.1	1.6	3.6
8.4	9.0	8.3	11.6	9.1	16.0	6.7	11.4	10.2	1.1	4.4	3.4
4.2	4.1	5.1	2.7	2.8	4.1	1.7	1.6	3.1	0.7	1.2	2.5
16.4	12.9	13.0	17.0	17.7	11.7	63.9	53.5	34.9	64.5	41.8	36.6
4.5	5.2	6.2	9.7	8.0	11.1	13.1	15.0	31.2	4.0	5.5	3.6
1.7	3.0	2.0	0.5	3.3	0.6	1.5	4.3	1.7	0.3	2.9	2.9

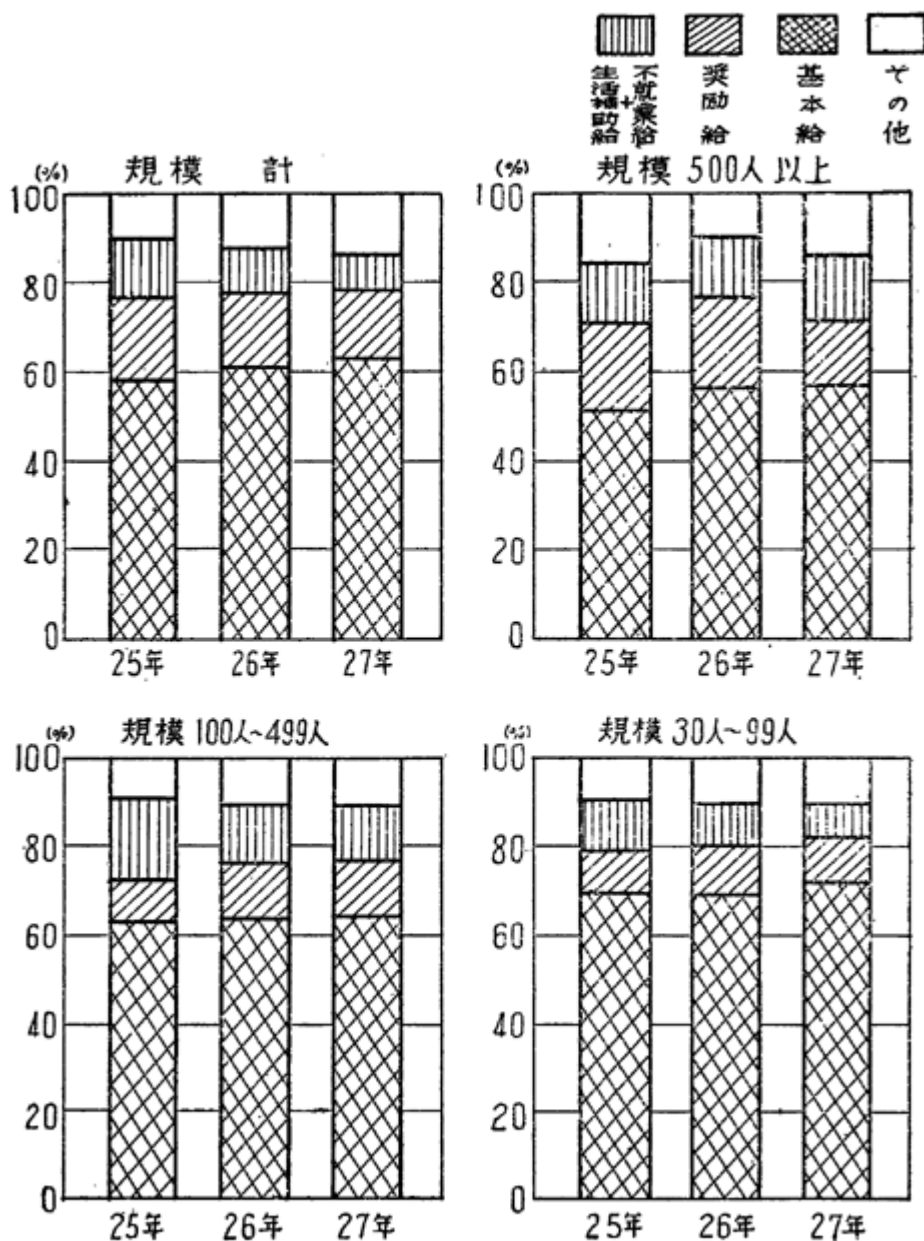
産業の総実労働者数で除したもの。

種以上の給与を同一労働者がうけることがあるためである。

第13図 調査産業総数における規模及び給与種類別1人平均月間現金給与構成比率

第 13 図 調査産業総数における規模及び給与種類別

1 人平均月間現金給与構成比率¹⁾



(注) 1) 給与構成調査の「きまつて支給する給与」に対する給与種類別の比率であつて25年、26年は10月分、27年は8月分である。

一四 調査産業総数のうち支給労働者の割合が増えたのは職種給,精皆勤給,税保険料事業主負担給であり,逆に減少したのは年齢勤続年数により定められる給与,能力給,役付給,一定額給,その他大部分の生活補助給である。

これらは更に産業別,労務者・職員別にみると,給与種類の減少と共に業績給的体系の確立,生活補助給的給与の廃合の動きがみられる。

一五 次に同じ給与構成調査により実際に支給された定期的給与額において右の給与種類別に一人あたり給与額比率の現状をみると,前年に引続き基本給の増加,生活補助給の減少が進行しており,その現象は特に小規模事業所において強く現われている(第五三表)。

第53表 調査産業総数における規模及び給与種別1人平均月間現金給与構成比率

第53表 調査産業総数における規模及び給与種別1人平均月間現金給与構成比率¹⁾
(規模30人以上)

(単位 %)

	規 模	年	合 計	基本給	奨励給	生 活 補助給	超 過 勤務給	臨 時 作業給	不 業 就 給	その他 の給与
総 数	計	昭和25年	100.0	59.3	15.3	14.1	10.3	0.1	0.9	0.0
		26 "	100.0	61.7	15.7	10.6	10.4	0.1	1.4	0.1
		27 "	100.0	64.5	14.0	9.5	10.7	0.1	1.2	0.0
	500人以上	25 "	100.0	52.1	20.9	13.8	11.7	0.1	1.4	0.0
		26 "	100.0	57.3	19.3	10.3	11.1	0.1	1.9	0.1
		27 "	100.0	58.6	17.4	10.1	12.1	0.1	1.7	0.0
	100人～ 499人	25 "	100.0	63.6	10.6	15.5	9.6	0.1	0.6	0.0
		26 "	100.0	64.1	12.8	11.5	10.3	0.1	1.1	0.1
		27 "	100.0	68.0	11.5	9.5	10.1	0.0	0.9	0.0
	30人～99人	25 "	100.0	69.0	9.9	12.4	8.2	0.1	0.4	0.0
		26 "	100.0	69.0	11.1	10.1	9.0	0.0	0.7	0.1
		27 "	100.0	73.0	9.8	8.1	8.5	0.1	0.5	0.0
職 員	計	26 "	100.0	72.2	6.4	12.7	8.4	0.0	0.2	0.1
		27 "	100.0	74.7	4.9	11.6	8.4	0.1	0.3	0.0
	500人以上	26 "	100.0	70.9	9.1	11.0	8.6	0.0	0.3	0.1
		27 "	100.0	70.3	7.6	11.6	9.9	0.1	0.5	0.0
	100人～ 499人	26 "	100.0	72.2	4.6	14.2	8.8	0.0	0.2	0.0
		27 "	100.0	76.6	3.1	11.9	8.1	0.0	0.3	0.0
	30人～99人	26 "	100.0	74.2	4.7	13.4	7.5	0.0	0.1	0.1
		27 "	100.0	79.3	3.1	11.0	6.4	0.1	0.1	0.0
勞 務 者	計	26 "	100.0	55.9	20.8	9.4	11.6	0.1	2.1	0.1
		27 "	100.0	58.2	19.6	8.2	12.1	0.1	1.8	0.0
	500人以上	26 "	100.0	51.7	23.6	9.8	12.1	0.1	2.6	0.1
		27 "	100.0	53.0	22.1	9.4	13.1	0.1	2.3	0.0
	100人～ 499人	26 "	100.0	59.1	18.0	9.8	11.2	0.2	1.6	0.1
		27 "	100.0	61.4	17.8	7.7	11.6	0.1	1.4	0.0
	30人～99人	26 "	100.0	64.3	16.5	7.5	10.3	0.1	1.2	0.1
		27 "	100.0	67.5	15.3	5.8	10.3	0.2	0.9	0.0

(注) 1) 昭和27年8月分の給与構成調査の「きまつて支給する給与額」に対する給与種別の比率。

生活補助給の比率九・五％は二五年の一四・一％に比べればかなりの減少であるが同時に基本給は五九・三％から六四・五％へと伸張した。

三 賃金

二 賃金水準変動の諸特徴

(3) 男女間,労職間の賃金格差

(イ) 男女間の賃金格差

一六 つぎに賃金の以上のような傾向をさらに男女別,労職別,その他でみると,そこには,前項で述べたような給与制度の変化傾向などを反映して,かなり違つた動きがあらわれている。

まず,男女別賃金の動向についてみると,元来,男女間の平均月間給与に差をもたらす要因は,(1)両者の年齢構成,(2)経験度乃至熟練度,(3)労働移動率,(4)労働時間数,(5)職務の重要度等多数あるが,この格差は,最近においても調査産業総数で女子は男子の四五%前後で殆ど変化は認められない(第五四表)。

第54表 調査産業総数及び製造業男女別賃金格差の推移

第 54 表 調査産業総数及び製造業男女別賃金格差の推移

	年	現金給与総額			きまつて支給する給与		
		男	女	女/男	男	女	女/男
調査産業総数	昭和22年平均	円 2,241	円 972	% 43.4	円 1,922	円 837	% 43.5
	23 年	6,133	2,640	43.0	5,314	2,280	42.9
	24 年	9,980	4,488	45.0	9,244	4,100	44.4
	25 年	11,143	5,184	46.5	10,071	4,610	45.8
	26 年	14,051	6,496	46.2	12,147	5,571	45.9
	27 年	16,782	7,533	44.9	14,536	6,569	45.2
製造業	22 年	2,084	891	42.8	1,837	787	42.8
	23 年	5,775	2,468	42.7	5,119	2,171	42.6
	24 年	9,860	4,246	43.1	9,308	3,931	42.2
	25 年	11,171	4,778	42.8	10,340	4,278	41.4
	26 年	14,420	6,015	41.7	12,641	5,213	41.2
	27 年	16,759	6,792	40.5	14,691	6,065	41.3

(注) 22年～24年は「旧毎月勤労統計調査」原数による。

25年は 6, 7, 9月を除く 9カ月の平均である。

27年は「毎月勤労統計地方調査」の全国計による。

しかし、これを製造業管理事務及び技術労働者と生産労働者でみれば、後者の間では格差の変化が認められないのに、前者においては、格差がやや開いており、また二四年頃には特別給与支給月(六、七月)でも殆ど差がつかなくつたのに対し、二七年においてはその差が現われできている。

一七 このように職員層で強く格差があらわれていることは、男女間の直接的な差等から来たものでなく前述のような職務の重要度に応ずる給与部分の増大その他の間接的要因から生じたものであるとみるべきである(第五五表)。

第55表 労職及び男女別賃金格差の推移

第 55 表 労職及び男女別賃金格差の推移（製造業）

	年 月	実 額				男に対する 女の割合		管理事務技術 者の生産労働 者に対する割合	
		管理事務及 技術労働者		生産労働者		B/A	D/C	C/A	D/B
		男(A)	女(B)	男(C)	女(D)				
現金 給 与 総 額	昭和22年平均	円 2,590	円 1,197	円 1,955	円 851	% 46.2	% 43.5	% 75.5	% 71.1
	23 〃	7,078	3,283	5,456	2,363	46.4	43.3	77.1	72.0
	24 〃	12,014	5,483	9,345	4,077	45.6	43.6	77.8	74.4
	6月	12,057	5,453	9,272	4,062	45.2	43.8	76.9	74.5
	7月	11,983	5,502	9,109	4,050	45.9	44.5	76.0	73.6
	27年平均	22,110	9,307	15,008	6,392	42.1	42.6	67.9	68.7
	1月	21,433	9,123	14,268	6,523	42.6	45.7	66.1	71.5
	2 〃	19,216	8,481	13,724	6,735	44.1	49.1	71.4	79.4
	3 〃	18,531	8,037	13,019	5,676	43.4	43.6	70.3	70.6
	4 〃	19,050	8,070	13,560	5,680	42.4	41.9	71.2	70.4
	5 〃	19,170	8,170	13,213	5,450	42.6	41.2	68.9	66.7
	6 〃	23,933	9,930	15,315	6,413	41.5	41.9	64.0	64.6
	7 〃	26,068	10,494	17,207	6,632	40.3	38.5	66.0	63.2
	8 〃	21,080	9,011	14,830	6,158	42.7	41.5	70.4	79.4
	9 〃	20,019	8,645	14,248	6,136	43.2	43.1	71.2	71.0
	10 〃	19,901	8,410	14,105	5,880	42.3	41.7	70.9	69.9
	11 〃	20,268	8,654	14,543	6,125	42.7	42.1	71.8	70.8
	12 〃	36,648	14,662	22,069	9,291	40.0	42.1	60.2	63.4
き ま つ て 支 給 す る 給 与	昭和22年平均	2,234	1,048	1,735	752	46.9	43.3	77.7	71.8
	23 〃	6,234	2,905	4,847	2,088	46.6	43.1	77.7	71.9
	24 〃	11,251	5,136	8,844	3,762	45.6	42.6	78.6	73.4
	27 〃	18,675	8,036	13,393	5,689	43.0	42.5	71.7	70.8
	1月	17,667	7,620	12,369	5,229	43.0	42.3	70.0	68.6
	2 〃	17,768	7,756	12,980	5,727	43.7	44.1	73.1	73.8
	3 〃	17,874	7,749	12,667	5,546	43.4	43.8	70.9	71.6
	4 〃	18,242	7,851	13,258	5,602	43.0	42.3	72.7	71.4
	5 〃	18,600	7,977	12,881	5,390	42.9	41.8	69.3	67.6
	6 〃	18,585	8,010	13,346	5,657	43.1	42.4	71.8	70.6
	7 〃	18,668	7,971	13,274	5,610	42.7	42.3	71.1	70.4
	8 〃	18,829	8,131	13,597	5,736	43.2	42.2	72.2	70.5
	9 〃	19,118	8,281	13,848	5,869	43.3	42.4	72.4	70.9
	10 〃	19,236	8,210	13,774	5,797	42.7	42.1	71.6	70.6
	11 〃	19,589	8,393	14,192	5,996	42.8	42.2	72.4	71.4
	12 〃	19,925	8,480	14,535	6,112	42.6	42.1	72.9	72.1

(注) 1. 昭和22～24年は「旧毎月勤労統計」職員、労務者別原数である。25、26年は管理事務及び技術労働者、生産労働者に区分された結果は得られない。
2. 昭和27年は「毎月勤労統計地方調査」による規模30人以上の全国計である。

なお男女同一労働同一賃金原則の実施状況を統計的に検証するためには周密な統計資料を必要とするが、最近明らかにされた主要都市における職業別賃金調査結果では、同一職業同一年令階級または経験年数階級別にみると、その差は少なく、とくに年令経験年数の少い労働者間の男女差は微弱となつている。但しこの差も産業、企業等の男女別労働者数の差が入っているから実質的にはこの層については殆んど差がないと考えられる(第五六表)。

第56表 一般事務員新制高校卒18歳～19歳年齢層性別給与及び労働時間比較

第 56 表 一般事務員新制高校卒18歳～19歳年令層
性別給与及び労働時間比較

項 目		1) 1 時 間 当 り 賃 金 額		1 人 1 カ 月 当 り き ま っ て 支 給 す る 給 与		1 人 1 カ 月 当 り 総 実 労 働 時 間 数	
		男	女	男	女	男	女
二 七 年 八 月 分 (規模五〇人以上事業所)	札幌市	円 37.57	円 34.54	円 7,504	円 6,773	時間 196	時間 192
	仙台市	34.43	30.66	7,173	6,007	198	187
	新潟市	27.62	28.26	5,719	5,557	208	193
	金沢市	29.82	22.85	6,052	4,740	194	197
	広島市	34.80	34.18	7,284	6,455	190	185
	長崎市	32.58	34.12	7,204	6,772	209	198
二 六 年 一 月 分 (規模二〇人以上事業所)	京浜地区	38.71	35.41	7,733	6,679	193	180
	京阪神地区	41.53	34.13	8,865	6,649	198	184

(注) 1) 時間外割増賃金の算定に用いる割増率をかける前の基礎額である。従つて月間給与額を労働時間数で除したものとは異なる。

なお昭和16年厚生省「学校卒業等初任給調査」によると中学校卒40.20円、高等女学校卒29.83円(いずれも全国鉱山を除く全産業月給額)である。「職業別賃金調査」による。

三 賃金

二 賃金水準変動の諸特徴

(3) 男女間、労職間の賃金格差

(ロ) 労務者と職員の賃金格差

一八 つぎに管理事務及び技術労働者と生産労働者の間の格差についてみると、これも全体としてはやや拡大傾向にあるといえる。すなわち生産労働者は前者に対し二二、二三年頃は七〇%を超えていたのに対し、二七年においてはこれを下廻るに至っている。

さらにこれを男女別に比較すると、女子よりも男子において格差が一層開いており、また定期給与よりも特別給与においてさらに強く現われている。

この理由もまた前記男女間格差の主要因と同じく給与の性格が職務給的要素を濃化していることの反映とも考えられ、労職自体の格差が生じたと速断出来ない。

(注)二五、二六年の両年には調査されていない。また二四年までの調査は職員、労務者の定義で調査された。

一九 このように男子職員層と労務者層の間の賃金差が開いてきたことに給与階級別分布が拡がりつつあることを示すものであるが、これを全体的に巨細に把握し得る調査は行われていないので適確には現わし難い。ただ総理府統計局「消費実態調査」(FIES)による全国二八都市勤労者の世帯主(平均四〇歳前後とされている)の勤め先からの収入と毎月勤労統計全労働者の平均給与額とを比較すると、世帯主の勤め先からの収入は二七年年間平均で前年よりも二六%増加しているのに対し毎月勤労統計調査産業総数男子労働者の現金給与総額は一八%の増加であり、これから判断して年令別の格差は最近拡大していることが推察される。

しかし右の二種の統計は、調査対象の区域、産業、事業所規模等による労働者範囲の差異があるから厳密な格差変動比率をいい得るものでなく、一般的傾向の一徴表として解釈すべきである。

三 賃金

三 産業別、規模別格差の変動

(1) 産業別賃金の傾向

二〇 以上、本年における賃金の一般的傾向について、概略的にこれを説明したが、つぎにこれを産業別、規模別にみると、そこにはかなり違った動きが観られる。すなわち、産業別上昇率にはかなりの差がみられるとともに、その変動率の振幅は、前年よりも一般に大きくなっており、また、規模別には、一部には拡大の分野も見受けられるが全般的には拡大鈍化の兆が強くなっている。

二一 まず、産業別の傾向について述べることから始めると、一般に景気の沈滞ないし下降現象を呈する時においても賃金のうごきは他の生産諸要素価格と異つて硬直的で、変動しにくいものであるが、本年は、(1)景気の影響の産業間における不均一性と違時性(タイム・ラグ)(2)前述のような生産設備の充実、技能、熟練度の増大、或いは企業競争の激化に由来する生産性の向上差、(3)産業別に存する労使の相対的交渉力の差、等の要因がさらに明確化したことによつて、産業間の格差変動を生ぜしめることになった。

二二 これを毎月勤労統計産業大分類でみると、前年に比べて最も増加の著しいのは運輸通信その他の公益事業の二八・〇%増(現金給与総額による、なお定期的給与で二五・一%、以下同じ)であり、次いで鉱業二四・五%(二一・二%)金融業及び保険業二〇・〇%(一九・三%)製造業一七・七%(一八・三%)で、最も低いのは卸売及び小売業二・九%(一七・五%)となつている。

二三 またこれらの動きをさらに詳細にみるために、標準産業分類の中分類別に一〇-一二月の対前年同期上昇率で二六、二七両年を比較すると(二五年九月以前には日本標準産業分類による表章が得られない)その二七年における最大特徴は、(1)現金給与総額で前年においては殆どが二割以上の増加を示したのに二七年は殆ど保合の産業から四割増加の産業に至るまで及んでおり、また定期的給与でも同じく前年には一割五分から三割増の中にあつたのに、本年に五分から三割五分までへと著しい拡散をみせたこと、(2)前年は現金給与総額の増加率が定期給与の増加率を超えていたのに対し本年はむしろその逆で、特別給与支給余力の伸び悩みを露呈しており、その例外となつたのは電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等の二七年においても比較的好調の産業に限られたことである。

二四 これら産業別変動をさらに一〇-一二月について前年同期と比較すると、一般経済活動の労働経済への衝撃とその反作用を通じてグループ別に様々な変化がみられた。

第57表 給与種類及び平均給与額変動率別産業分布

第 57 表 給与種類及び平均給与
(各年10～12月)

平均給与額 変動率	現 金 給 与 総 額					
	26年10～12月/25年10～12月			27年10～12月/26年10～12月		
	大 分 類	中 分 類	特掲産業	大 分 類	中 分 類	特掲産業
+40%～		通 信 業 紙及び類似品製造業 煙草製造業 電気機械器具製造業	製 糸 業			医薬品製造業 地方鉄道及び軌道業
+35%～	飲 業 金融業及び保険業	石油及び石炭製品製造業 食料品製造業 医療機械、理化学機械写真機、光学機械器具及び時計製造業	石 炭 飲 業 金 属 飲 業			
+30%～	卸売及び小売業 調査産業総数 運輸通信及びその他公益事業 製 造 業	第一次金属製造業 衣服及び身廻品製造業 印刷出版及び類似産業 家具及び装備品製造業 金属製品製造業	地方鉄道及び軌道業 製鉄製鋼及び圧延業 自動車及び付属品製造業 化学繊維製造業 鉄道車輛製造業			鋼船製造及び修理業
+25%～		化 学 工 業 ガラス及び土石製品製造業 機 械 製 造 業 輸送用機械器具製造業 木材及び木製品製造業	電 気 業 鉄 道 業 船舶製造及び修理業		輸送用機械器具製造業 運 輸 業	

昭和27年 労働経済の分析

額変動率別産業分布一(3-1)

平均)

き ま つ て 支 給 す る 給 与					
26年10～12月/25年10～12月			27年10～12月/26年10～12月		
大 分 類	中 分 類	特 掲 産 業	大 分 類	中 分 類	特 掲 産 業
		製 糸 業			
		金 属 鉱 業 化学繊維製造業 紡績及び燃糸業		煙 草 製 造 業	地方鉄道及び 軌道業
卸売及び小売業	衣服及び身廻品製造業 電気機械器具製造業 通 信 業 紙及び類似品製造業 紡 織 業			皮 革 及 び 皮 革 製品製造業	

第 57 表 給与総額及び平均給与
(各年10～12月)

平均給与額 変動率	現 金 給 与 総 額					
	26年10～12月/25年10～12月			27年10～12月/26年10～12月		
	大 分 類	中 分 類	特掲産業	大 分 類	中 分 類	特掲産業
+20%～		紡 織 業 その他の製造業	紡績及び捻糸業 医薬品製造業	運輸通信及びその他の公益事業 金融業及び保険業	木材及び木製品製造業 電気機械器具製造業 医療機械、理化学機械写真機、光学機及び器具時計製造業 皮革及び皮革製品製造業 印刷出版及び類似産業 機械製造業 通 信 業 ゴム製品製造業	鉄 道 業 自動車及び付属品製造業 鉄道車輪製造業
+15%～		皮革及び皮革製品製造業	織 物 業 道路貨物運送業		その他の製造業	電 気 業
+10%～		ゴム製品製造業		調査産業総数 製 造 業	金属製品製造業 食料品製造業 化学工業 石油及び石炭製品製造業	金 属 鉱 業
+ 5%～					家具及び装備品製造業 その他の公益事業 木材及び木製品製造業	広巾綿及びスフ織物

額変動率別産業分類一続き (3-2)
 平均)

き ま つ て 支 給 す る 給 与					
26年10～12月/25年10～12月			27年10～12月/26年10～12月		
大 分 類	中 分 類	特 掲 産 業	大 分 類	中 分 類	特 掲 産 業
鉱業 調査産業総数 運輸通信及び その他の公益 事業 製 造 業	食料品製造業 家具及び装 品製造業 木材及び木製 品製造業 石油及び石炭 製品製造業 医療機械、理 化学機械、写 真機、光学機 械器具及び時 計製造業 その他の製造業 化 学 工 業 ガラス及び土 石製品製造業 機 械 製 造 業	石 炭 鉱 業 鉄道車輛製造 業 自動車及び附 属品製造業	運輸通信及び その他の公益 事業	医療機械、理 化学機械、写 真機、光学機 械器具及び時 計製造業 運 輸 業 その他の公益 事	医薬品製造業 鉄 道 業 電 気 業
金融業及び保 険業	煙草製造業 印刷出版及び 類似産業 第一次金属製 造業 輸送用機械器 具製造業 皮革及び皮革 製品製造業 ゴム製品製造 業	電 気 業 鉄 道 業 製鉄製鋼及び 圧延業 織 物 業 船舶製造及び 修理業 地方鉄道及び 軌道業	金融業及び保 険業 製 造 業	輸送用機械器 具製造業 電気機械器具 製造業 金属製品製造 業 材木及び木製 品製造業 家具及び装 品製造業 紙及び類似品 造業	鉄道車輛製造 業 自動車及び附 属品製造業 鋼船製造及び 修理業
		道路貨物運送 業 医薬品製造業	調査産業総数 卸売及び小売業	通 信 業 ゴム製品製造業 化 学 工 業 食料品製造業	広巾綿及びス フ織物業
				石油及び石炭 製品製造業 第一次金属製 造業 ガラス及び土 石製品製造業	化学繊維製造 業 金 属 鉱 業 製鉄製鋼及び 圧延業

第 57 表 給与種類及び平均給与
(各年10～12月)

平均給与額 変動率	現 金 給 与 総 額					
	26年10～12月/25年10～12月			27年10～12月/26年10～12月		
	大 分 類	中 分 類	特掲産業	大 分 類	中 分 類	特掲産業
					ガラス及び 土石製品製 造業	
0%～				卸売及び小 売業	第一次金属 製造業 紡 織 業 紙及び類似 品製造業	製鉄製鋼及 び圧延業 道路貨物運 送業
0～-5%					衣服及び身 廻品製造業	綿及びスフ 紡績業
-5%～ -10%				鉱 業		化学繊維製 造業
-10%～						製 糸 業 石 炭 鉱 業

(注) 「毎月勤労統計全国調査」による。27年1月新旧標本の結果差から修正

額変動率別産業分布—続き (3-3)
平均)

き ま つ て 支 給 す る 給 与					
26年10～12月/25年10～12月			27年10～12月/26年10～12月		
大 分 類	中 分 類	特掲産業	大 分 類	中 分 類	特掲産業
				機械製造業 紡 織 業 その他の製造業 印刷出版及び 類似産業 衣服及び身廻 品製造業	
					道路貨物運送 業 綿及びスフ紡 績業 製 糸 業
			鉱 業		石 炭 鉱 業

三 賃金

三 産業別,規模別格差の変動

(1) 産業別賃金の傾向

(a) 景気停滞の影響を強く受けた産業

二五 まず,紡織業,第一次金属製造業,卸売及び小売業の如き,いわゆる動乱ブームの恩恵にあずかつた産業にあつては,その後の調整過程に入り,賃金においても,前年の増加と対照的に著しい上昇の鈍化を記録した。

とくに紡織業は二七年春にはじまる綿紡の操短によつて,労働生産性は向上し,年末三ヶ月を前年と比較すれば定期的給与の増加は八・五%に上つたが特別給与をこれに含めれば三・三%の増加にすぎない(年間平均の比較で,前年平均より約一六%増加したのは二六年における賃金引上げが後半に行われ,二六年年間では低位にあるためである)。

紡織業のうち,特に悪影響をうけた綿及びスフ紡績業は定期給与では三・八%の増加であるが,現金給与総額としては特別給与の減少によつて二・四%の減少となつた。また製糸業は保合,綿及びスフ織物業は定期給与では一四・一%増と同じ紡織業内部でもさまざまである。

二六 第一次金属製造業は,一部では生産制限を余儀なくされ,現金給与総額は二六年末は二五年末より三割以上増加したのに本年は四・四%増に止まり定期給与では九・四%の増加となつた。なかんずく製鉄,製鋼及び圧延業は鉄鋼不振の慢性化と原料高製品安に企業系列結成の胎動をみせつつ賃金引上げを抑制し結局現金給与総額では保合,定期的給与では八・一%の増加に止つた。

二七 卸売及び小売業は,曾て貿易商事部門の異常な活況により,二六年夏季特別給与では産業最高となり労働者一人平均五万円以上を支給した事業所が数ヶ所みられたが,その後百貨店の好況を除いては,貿易の萎縮,激甚な競争,資金繰りの困難等から前年のような大巾な特別給与を支給し得ず現金給与総額は四・七%増定期的給与では一一・二%増であつた。

二八 これらの産業のほか,前年末には二五年末に比べ現金給与総額で四割以上,定期的給与で三割近く増加したのに本年では前年に比べ,現金給与総額は保合,定期的給与で一・二%増加した紙及び類似品製造業,また同じく前年現金給与総額,定期的給与ともに三割増加したのに,本年は現金給与総額,定期的給与で五・五%増加した衣服及び身廻品製造業,さらに木材及び木製品製造業もまた理由は多様だが「賃金変動の調整過程」を辿つた産業であるといえよう。

三 賃金

三 産業別,規模別格差の変動

(1) 産業別賃金の傾向

(b) 比較的好調を持した特需及び財政投資関連産業

二九 電気機械器具(製造業,輸送用機械器具製造業,精巧機器製造業(医療機械,理化学機械,写真機,光学機械器具及び時計製造業)等の業態は比較的堅実であり,賃金の増加はいずれも平均以上で昨年にみられたと同様の推移を示した。

すなわち電気機械器具製造業は政府需要,特需,需源開発等で一般的に活況に恵まれ,現金給与総額は二七年末三ヶ月平均で前年同期よりも二四・四%,定期給与も一八・二%増加した。

三〇 また例年政府財政需要の影響を強くうける輸送用機械器具製造業は同じく政府需要,特需に加えて計画造船の進行で生産が伸張り,賃金は現金給与総額で前年末よりも二七・五%増と前年同様の伸張をみせた。特に鋼船製造及び修理業,自動車及び附属品製造業は現金給与総額でそれぞれ三二・一%,三一・二%の大巾な増加であり,定期的給与も両者ともに約一八%増となつた,さらに鉄道車輛製造業もまた現金給与総額,定期的給与ともに二一%増で前年同様の傾向を示した。精巧機械器具製造業は生産輸出すべて上向過程にあり現金給与総額二三・九%,定期的給与二〇・三%で定期的給与の増加率はこれまた前年と同様であつた。

三 賃金

三 産業別,規模別格差の変動

(1) 産業別賃金の傾向

(c) 必ずしも賃金の大巾増加をみせない消費財産業

三一 後述の労働者家計分析において示されるように本年家計財購入量に増加しており,この需要を背景に二七年においては消費財生産産業の拡大が行われことは既に述べた通りであるが,これらの影響は,賃金においては,必ずしも明瞭に現われていない。

いま煙草製造業,食料品製造業,印刷及び類似産業について例示すると,まず煙草製造業は生産販売ともに向上し,二七年において特別給与(生産報奨金)は三,六及び七,九,一二月の四回にわたり支払われて,その金額は九月には一人約二五〇〇円に達した。二七年一〇-一二月平均を前年同期と比較すると現金給与総額二四・八%,定期的給与三一・七%の増加であり,これをさらに現行ベース採用が二六年後半であることを考慮に入れば,年間平均の比較ではこの増加率はさらに拡がる。

三二 これに反して民間産業である食料品製造業では,前年より生産,販売高ともに増加したが,賃金では二六年末から二七年末各三ヵ月の比較では現金給与総額一一・九%,定期的給与一〇・八%増である。夏季年末以外の各月とも一人平均一,〇〇〇国内外の特別給与が支払われている点は,金額が比較的多い点で特徴的であるが,全体としての伸張度の低位は煙草製造業と対照的である。これは前年同期間に現金給与総額で,約四割の大巾増加を来した調整ともみられるが同時に煙草製造業と異つて統一的,独占的組合組織を欠除していることを考慮するべきである。印刷出版及び類似産業は食料品製造業よりは向上し現金給与総額で二二・九%増であるが定期的給与においては七・一%の増加に止つている。

三 賃金

三 産業別、規模別格差の変動

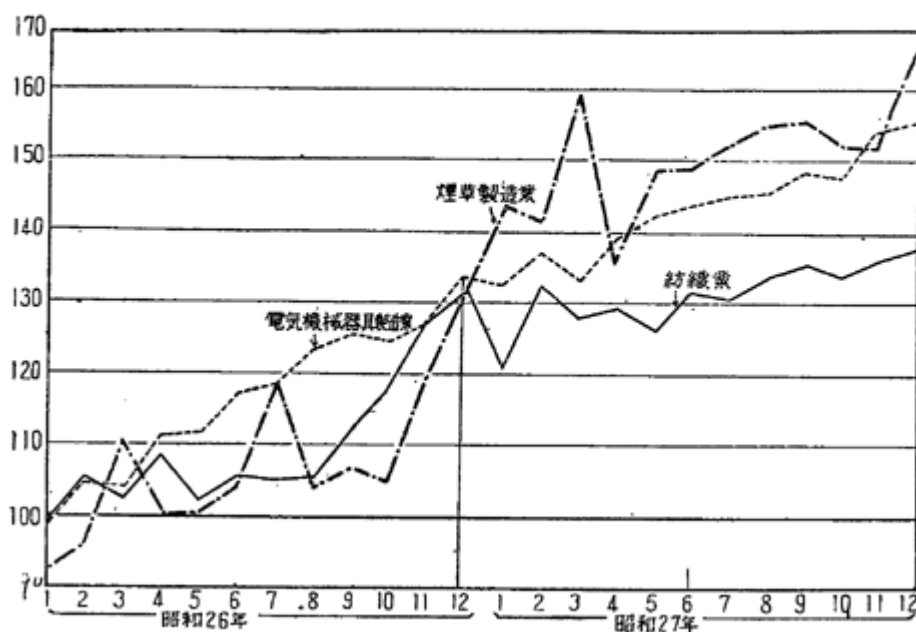
(1) 産業別賃金の傾向

(d) その他の産業

三三 鉱業、運輸通信その他の公益事業は、その大部分が全国的労働組合の力を背景として平均的にはかなりの賃金引上げが行われた。

第14図 賃金変動の3種類

第 14 図 賃金変動の3種類 (きまつて支給する給与)
(昭和25年10～12月平均=100)



鉱業特に石炭鉱業においては設備の改善が進行し、一人あたり出炭量は増加し、この面から能率賃金を増大せしめつつ他面、基準賃金の自然的増加により、二六年年間平均に対し、二七年は現金給与総額二四・三%、定期的給与二一・七%の増加となつた。但し二七年末三ヶ月と二六年同期の比率では二七年末一〇月分からの七%賃金引上げと特別給与五、〇〇〇円支給が決定したが、その前の長期の賃金引上げ争議により、それぞれ一四・三%減、一七・八%減となつた。

金属鉱業の増加はこれを年末三ヵ月で比較すると、二五年から二六年にかけ現金給与総額で三八・〇%、定期的給与で三三・五%増加したのに対し、二六年から二七年には、それぞれ、一三・五%、九・五%で全平均に比べはるかに低い。

三四 電気業は現金給与総額で一六・三%、定期的給与二一・一%増加しているが、これは前年の変化よりも

僅かに少い。しかし一二月に約一九%の賃金引上げが行われたことを勘案すれば、賃金増加はかなり進められているといえよう。

運輸業の現金給与総額における増加は二七・三%の大巾に上つたが、このうち地方鉄道及び軌道業は現金給与総額四三・二%、定期的給与三〇・五%増加し官業である鉄道業もまたそれぞれ二四・三%、二一・七%とかなりの増加をみせた。

三五 これに反し、道路貨物運送業の賃金増加が三%前後に止つたことは新たな企業間の競争による影響として注目されている。

一般製造業のうち皮革及び皮革製品製造業は年間を通じ雇用の減退を伴いつつも生産は増大しており、賃金の変化は前年の傾向よりも好転し、特に現金給与総額、定期的給与とも昨年が他産業よりも微増であつたのに対し本年は二割以上の増加となつている。

三六 その他機械製造業、ゴム製品製造業、ガラス及び土石製品製造業、化学工業、木材及び木製品製造業等はいずれも企業合理化あるいは資本設備拡充によるコスト切下げが進行し、若くは企業経営に悪化の兆がみえ、賃金増加が抑制された産業である。

三七 なお金融及び保険業は終戦直後においては製造業平均賃金と大差ない水準となり、次いでインフレーション終熄後には製造業の五割を超えるに至つたが、二五年年央から銀行に対し給与引上げに一定の基準が設けられるに至り、賃金は騰貴を弱めた。しかしながら銀行経理状況の好転に伴う給与引上げその他により金融及び保険業の現金給与総額に一〇-一二月平均で一カ年に二一・八%、定期的給与で同じく一七・六%増加し、再び製造業との格差を拡げ始めた。

三八 建設業は前年と比較することが不可能であるが(建設業が毎月勤労統計の調査対象となつたのに昭和二七年一月以降である)年内の傾向としてはかなり上向きでとくに二七年下半年に至りその傾向が強い。すなわち定期的給与では一-三月を一〇〇として七-九月一一二・五、一〇-一二月一一八・〇であり、この間の月間労働時間が一-三月平均一七九時間から一〇-一二月平均一九二時間へと長くなつているのを考慮して、一時間あたり現金給与総額でみても七-九月一〇四・七、一〇-一二月一〇九・六であつて製造業の増加率に比較して二倍以上となつている。

この動きは建設業が建築ブームに引続き需源開発、防衛建設等で好況を持続し、企業経理が好転したことの賃金面への反映と考えられる。

三九 なお以上の各産業別の動きは産業間の格差を変動せしめ、これを製造業を基準として昭和二二年から比較し得る旧産業分類でみると、(1)鉱業、ガス電気水道業、運輸通信業の拡大、すなわち昭和二四年または二五年への接近傾向、(2)商業は一貫し、建設業は反転してそれぞれ製造業への接近傾向が現われている(第五八表)。

第58表 産業大分類別現金給与総額格差

第 58 表 産業大分類別現金給与総額格差
(製造業=100)

期 間	製 造 業	鉱 業	ガス電気 水 道 業	商 業	金融業	運 輸 通信業	建設業
昭和22年平均	100.0	144.4	136.3	132.8	120.3	114.9	—
23 〃	100.0	135.0	130.0	118.0	131.1	110.3	—
24 〃	100.0	112.6	135.3	123.9	149.5	111.5	101.2
25 〃	100.0	107.2	128.8	124.0	155.5	107.7	74.9
26 〃	100.0	106.8	136.1	127.2	142.4	100.0	69.7
27 〃	100.0	112.4	147.9	118.0	143.2	105.8	75.5
27年1～3月	100.0	122.5	150.3	120.1	139.2	100.8	72.7
4～6月	100.0	119.0	157.1	119.7	139.2	112.1	78.0
7～9月	100.0	125.0	139.1	113.9	144.5	98.2	74.9
10～12月	100.0	87.7	146.4	118.8	148.4	111.4	76.3

(注) 1. 昭和24～26年は「失業保険保険料申告書による賃金統計」の製造工業、建設業の給与総額から算出、但し、24年は 3, 8, 11 月、25年は 2, 5, 8, 11 月、26年は 5, 8, 11 月のそれぞれ平均である。

三 賃金

三 産業別、規模別格差の変動

(2) 規模別賃金の傾向

四〇 つぎに規模別の傾向についてみると、労働者数の事業所規模による賃金格差は朝鮮動乱後一貫して開きつつありこの傾向は本年も大体継続しているが、下半期以降やや鈍化の兆がみえる。毎月勤労統計の製造業一人あたり現金給与総額で五〇〇人以上規模事業所に対する比率をみると、三〇人-九九人事業所は二五年七-一二月の六五・五%から二六年同期六一・一%、二七年には四-六月六〇・三%、一〇-一二月五八・六%となつている

しかし傾向としては一〇月頃からその傾向は鈍化し始め、更に同じように大規模事業所と格差の開いてきた一〇〇～四九九人の規模では同じ鈍化傾向が年央から現われで年末には反転するに至つた。これは月間定期的給与でも、また労働時間の差をなくすために時間当りの定期的給与においてても、或いは特別給与においても同様である(第五九及び六〇表 - 一)。

第59表 製造事業所規模別賃金格差の変動

第 59 表 製造業事業所規模別賃金格差の変動
(規模500人以上=100)

期 間	規 模 500人 以上	1 人平均月間きま つて支給する給与		1 人平均月間 現金給与総額		1 人平均1時間当りき まつて支給する給与	
		規 模 100 ~499人	規 模 30~99人	規 模 100 ~499人	規 模 30~99人	規 模 100 ~499人	規 模 30~99人
月 月							
昭和25年1~3	100	84.6	71.7	86.4	67.5	84.8	71.3
4~6	100	86.6	72.9	87.3	72.3	85.4	70.1
7~9	100	85.7	71.1	84.5	68.9	83.9	69.6
10~12	100	83.1	67.1	80.0	62.2	81.4	65.7
26 # 1~3	100	82.8	67.3	78.5	61.7	81.7	66.5
4~6	100	83.0	68.4	80.8	63.2	81.3	66.2
7~9	100	83.1	66.4	80.1	62.5	80.5	65.5
10~12	100	82.2	66.2	78.9	59.8	78.6	63.1
27 # 1~3	100	81.5	64.3	77.0	58.6	79.6	61.2
4~6	100	81.0	63.8	79.9	60.3	77.3	59.2
7~9	100	81.3	63.3	78.6	58.9	78.3	60.4
10~12	100	81.5	64.0	80.8	58.6	78.9	60.7

(注) 「毎月勤労統計調査」による。

第60表-1 規模別一人当たり年間特別給与合計

第 60 表—1 規模別一人当たり年間特別給与合計¹⁾ (製造業)
(単位 円)

年	規模 500人以上	規模499人～100人	規模99人～30人
昭和25年合計	11,881 (100)	9,147 (77)	4,283 (43)
26 //	24,744 (100)	15,547 (63)	7,632 (30)
27 //	27,890 (100)	18,167 (63)	7,755 (31)

(注) 1) 労働者一人一カ月当り平均「特別に支払われた給与額」の年間合計
「毎月勤労統計」による。

四一 ただ製造業の事業所規模別賃金は、(1)その規模差の中に産業差が組み込まれており、産業別賃金変動が規模格差の変動に結果する面があり、また、(2)事業所の規模は企業の規模には一致しないなどの理由で、これだけをもつて中小企業の賃金水準を云々することが出来ないことを注意すべきである。

なお、右の動きを毎月勤労統計の特掲産業別で比較すると、金属鉱業、製糸業、自動車及び附属品製造業、鉄道車輛製造業では規模別賃金差の拡大傾向が、逆に石炭鉱業、織物業、硫安製造業、製鉄製鋼及び圧延業、鋼船製造及び修理業では縮小傾向が現われている。

四二 さらに失業保険料申告書による賃金統計で製造業三〇人未満事業所の比率をみると、二七年五月の結果では五〇〇人以上事業所に対し二〇・二九人五四・九%、一〇・一九人五一・〇%、九人以下四九・二%であり、前年同月の五六・六%、五二・〇%、四九・七%に比較して格差は一〇人未満を除き拡大している(第六〇表-二)。

第60表-2 製造業小規模事務所月間給与総額

第 60 表一2 製造業小規模事業所月間給与総額
(単位 円)

	年 月	規模 500 人 以 上	規 模 20~29人	規 模 10~19人	規 模 9人以下
全 産 業	昭和25年 5月	9,987 (100.0)	6,537 (65.5)	5,923 (59.3)	5,607 (56.1)
	昭和26年 5月	12,506 (100.0)	7,647 (61.1)	6,881 (55.0)	6,593 (52.7)
	昭和27年 5月	14,760 (100.0)	8,922 (60.4)	8,085 (54.8)	7,838 (53.1)
製 造 業	昭和25年 5月	9,549 (100.0)	5,711 (59.8)	5,328 (55.8)	4,999 (52.4)
	昭和26年 5月	11,744 (100.0)	6,652 (56.6)	6,112 (52.0)	5,835 (49.7)
	昭和27年 5月	14,136 (100.0)	7,767 (54.9)	7,209 (51.0)	6,954 (49.2)

(注) 「失業保険保険料申告書による賃金統計」による

四三 小規模事業所の賃金水準は右に現われたように平均して大規模事業所に比べて低く、産業によつては、二七年五月においても平均六、〇〇〇円以下のものもみられる。

そしていうまでもなくこのような水準の相対的低さは、(1)経営形態の後進性、(2)恒常的金融難、(3)労働生産性の低位性、(4)市況の浮動性、(5)組合組織の未発達に加えて、(6)労働者の非近代的性格(季節労働、短時間労働、副業的労働、職人、徒弟制度等)、さらに、(7)慢性的な非熟練労働力の供給過剰状況その他各種の要因が伏在していることによつていものである。

四四 次に、小企業事業所賃金調査(規模三〇人未満の産業が支配的である第六一表記載の産業についての調査)によれば、調査産業合計で昭和二七年一〇月の対前年同月比は一一五%を示している。これに対して毎勤による製造業定期給与は同期間に一一六%の上昇であつて、小規模に特有な産業の賃金の上昇率は必ずしも悪くない。

またこれら調査産業合計の一事業所当り雇用者数の増加率は同期間で一〇三・八%となつており賃金の上昇と共に小企業における雇用の増大を示しているものといえよう。

四五 なお最低賃金制度審議のため、昭和二五年一二月労働省に設置された中央賃金審議会は、翌二六年七月に最低賃金制度は一般産業を対象にするものと、これを適用することが困難な低賃金業種の労働者を対象とするものの二本建とし、さしあたり後者から実施すべきこととし、また家内労働者に対する最低賃金制も並行して審議することを決定した。

そして二七年一二月に先ず絹人絹織物製造業、家具製造業、手漉和紙製造業及び玉糸座繰生糸製造業の四業種にもそれぞれ専門審議会を設置して、これらの業種に対する最低賃金制の審議を行つている。

第61表 小企業産業の賃金上昇率

第 61 表 小企業産業の賃金上昇率

産 業 名	昭和27年10 月定期給与 額	昭和27年10 月の定期給 与額の対前 年同月比
	円	%
水産食料品製造業	6,569	113
調味料製造業	7,537	116
精穀及び製粉業	8,749	115
パン及び菓子製造業	6,074	112
飲料製造業(清涼飲料) を除く	9,227	126
清涼飲料製造業	6,550	107
広巾織物業	5,189	111
細巾織物業	4,736	115
メリヤス製造業	5,802	110
染色整理業	8,865	111
男子青少年用衣服製造業	5,747	115
家庭用及び事務家具製造業	7,887	118
製材及び木製品製造業	6,937	116
板紙製容器及び箱製造業	6,921	110
商業印刷及び石版印刷業	9,441	113
動植物油脂製造業	8,169	110
革製履物製造業	8,442	111
建設用粘土製品製造業	6,434	116
陶磁器及び関連製品製造業	6,888	114
コンクリート石工及び一般 金物製造業	7,041	110
鉄鋼鑄造業	9,580	117
刃物手工具及び一般金物 製造業	7,916	114
金属打抜被覆及び彫刻業	8,813	117
特殊産業用機械製造業	9,775	117
電気器具製造業	8,800	119
医療用機械器具及び医療用 附属品製造業	8,317	119
玩具スポーツ及び体育用具 製造業	6,117	117
加重平均値	7,079	115

(注) 「小企業事業所賃金調査」による。

三 賃 金

四 臨時,日雇労働者及び屋外労務者の賃金

四六 以上主として三〇人以上の労働者を雇用する事業所における常用労働者の賃金の動向についてその諸傾向をみたが,つぎにこれらの常用雇用労働部門以外の臨時,日雇労働者或いは屋外労務者の賃金の傾向について述べると,そこには常用労働者と屢々異つた変動があらわれている。

三 賃 金
四 臨時,日雇労働者及び屋外労務者の賃金
(1) 臨時労働者の給与

四七 まず臨時労働者は,朝鮮動乱勃発後に大量の雇用増大が行われたのを契機として,各方面の注目を浴びたが,その賃金は二五,二六年ともに常用労働者給与の増大に及ばない。これを失業保険保険料申告書による賃金統計であとずけると,二五年一一月から二六年同月にかけて全産業常用の一八・八%の増加に対し短期日雇(日雇労働被保険者)は一〇・一%の増加にすぎなかつた(第六二表-一)。

第62表-1 年月及び被保険者種類別月間給与総額

第 62 表 一 1 年月及び被保険者種類別月間給与総額 (単位 円)				
年 月	全 産 業		製 造 業	
	一般被保険者 計 (月額)	日雇労働被 保 険 者 (日額)	一般被保険者 計 (月額)	日雇労働被 保 険 者 (日額)
昭和25年11月	9,631	267	9,243	280
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
26年 5月	10,344	278	9,675	281
	(107.4)	(104.1)	(104.7)	(100.4)
11月	11,444	294	11,281	306
	(118.8)	(110.1)	(122.1)	(109.3)
27年 5月	12,726	291	11,478	328
	(125.9)	(109.0)	(124.2)	(117.1)

(注) 「失業保険保険料申告書による賃金統計」による。

四八 二七年に入つても,常用労働者の賃金が前記の如く順調であつたのに対し,日雇労働者の賃金増加は遅れている。すなわち,毎月勤労統計によると調査産業総数では常用労働者の定期的給与に比べて臨時及び日雇労働者の賃金(日雇労働被保険者と定義は同じ)は一-三月平均六一・二%から七月頃まで保合つたが,その後臨時日雇の賃金は殆ど上らず,年末三カ月平均では五九・四%になつた。製造業では一-三月平均六五・二%から一〇-一二月平均六二・五%へと低下している。(第六二表-二)これは日額(一日当り額)による格差であつて,月額においての差はさらに拡がり,短期雇用,臨時及び日雇労働者賃金に失業人口の増大時においては労働需給の不均衡から格差を拡大する傾向がある。

第62表-2 常用・臨時別1日あたり給与の推移

第 62 表—2 常用・臨時別 1 日あたり給与の推移

期 間	調 査 産 業 総 数			製 造 業		
	常 用 ¹⁾ 労 働 者 (A)	臨 時 及 び 日 雇 労 働 者 (B)	(B)/(A) %	常 用 ¹⁾ 労 働 者 (C)	臨 時 及 び 日 雇 労 働 者 (D)	(D)/(C) %
27年1～3月	520	319	61.2	489	319	65.2
4～6月	524	328	62.6	492	312	63.4
7～9月	527	324	61.5	498	312	62.7
10～12月	544	323	59.4	523	327	62.5

(注) 1) 月間きまつて支給する給与を平均出勤日数で除したものである。
「毎月勤労統計全国調査」による。

三 賃 金

四 臨時,日雇労働者及び屋外労務者の賃金

(2) 屋外労務者の賃金

四九 次に屋外労務者の賃金は業種及び職種によりかなりの上昇差を示している。これを日額平均賃金で示すと,二四年頃から二五〇円前後に停滞していた建設業は,二六年八月二八九円,二七年二月三〇六円と増加し,一一月には遂に三六二円を示すに至り,毎月勤労統計による常用労働者の増加よりも強く上昇した。

第63表 屋外労務者1日平均給与推移

第 63 表 屋外労働者1日平均給与
推移
(単位 円)

年 月	建設業 ¹⁾	港湾運送業 ¹⁾	陸上運送業 ¹⁾
²⁾ 24年平均	247	339	364
²⁾ 25年平均	259	380	430
26年 2月	253	420	453
8月	289	482	452
27年 2月	306	557	465
5月	321	566	458
11月	362	544	493

(注) 1) 建設業、港湾運送業は常時10人以上の労働者を使用する事業現場、陸上運送業は常時10人以上の労働者を使用する事業所の全労働者(職員を除く)の1人1日当り賃金手取額(但し陸上運送業のみは税込)である。なお調査対象は建設工業においては大工、彫、土工等18種の労働者約6万前後、港湾運送業においては、沖仲仕、ターリーマン等8職種の労働者約2万前後、陸上運送業においては貨物自動車運転手、同助手等8職種の労働者約8万5千前後である。

2) 各年2, 5, 8, 11月の平均値である。

これに対し陸上運送業は二五年以来同じく微増或いは停滞を続けていたが二七年に入つても前年の水準を保ち、一一月に入つて漸く前年八月より九%増の四九三円に達し、毎月勤労統計の道路貨物運送業と概ね同一の経過をとつた。

港湾運送業は前二者に半ばして一一月に五四四円で、前年八月に比し一二九%増であつた。(第六三表)

五〇次にこれを職業別でみると、建設業では、前年八月に対し、一一月に最も強く上つたのは土工(三六・〇%増)軽作業人夫(三〇・九%増)重作業人夫(二九・二%増)石工(二八・七%増)左官(一九・二%増)であり、塗装工(一六・三%増)板金工(一四・一%増)は比較的低位であつた。港湾運送業においてはターリーマン(三〇・七%増)雑役(一九・二%増)を除いてはいずれも一〇・一五%増であり、又陸上運送業も貨物自動

車助手(六・九%増)貨物積卸作業員(一三・二%増)のほかは保合である。

第64表 職業別1人平均1日手取賃金及び税込み賃金の推移

第 64 表 職業別1人平均1日手取賃金及び税込み賃金の推移

(単位 円)

職 業	24年 8 月	25年 8 月	26年 8 月	27年 2 月	5 月	11 月
建設業(手取賃金)						
技能職						
大 工	334	326	350	378 (100.0)	394	432 (123.4)
彫 工	298	321	358	373 (100.0)	388	418 (116.8)
塗 装 工	342	338	362	400 (100.0)	396	421 (116.3)
板 金 工	339	333	382	399 1000.0	403	436 (114.1)
配 管 工	300	331	342	378 (100.0)	395	422 (123.4)
石 工	342	354	404	444 (100.0)	488	520 (128.7)
左 官	335	350	375	380 (100.0)	414	447 (119.2)
単純職						
土 工	227	227	269	286 (100.0)	309	355 (136.0)
重作業人夫	218	217	267	292 (100.0)	310	345 (129.2)
軽作業人夫	184	188	194	212 (100.0)	208	254 (130.9)
港湾運送業(手取賃金)						
ウイッチマン及び デツキマン	395	459	582	662 (100.0)	693	669 (114.9)
沖 仲 仕	355	423	502	594 (100.0)	581	574 (114.3)
陸 仲 仕	339	385	464	493 (100.0)	515	534 (115.1)
沿岸仲仕	333	367	469	520 (100.0)	551	521 (111.1)
ターリマン	379	325	476	617 (100.0)	554	622 (130.7)
雑 役	271	286	318	351 (100.0)	367	379 (119.2)
陸上運送業(税込み賃金)						
貨物自動車運転手	368	437	476	498 (100.0)	481	509 (106.9)
貨物自動車助手	268	325	324	321 (100.0)	340	353 (109.0)
貨物自動車上乘作業員	359	414	426	469 (100.0)	410	455 (106.8)
貨物積卸作業員	404	447	469	486 (100.0)	486	531 (113.2)

(注) 「職業別賃金調査(乙)」による。

第65表 屋外労務常用及び日雇の比較

第 65 表 屋 外 労 務

年 月	大 工				重
	常 用		日 雇		常
	実 額	26年 8 月 =100	実 額	26年 8 月 =100	実 額
昭和26年 8月	円 356	100.0	円 338	100.0	円 283
27年 2月	379	106.5	374	110.7	336
5月	399	112.1	379	112.1	350
11月	439	123.3	409	121.0	380

(注) 「屋外労務者賃金調査」による。

常 用 及 び 日 雇 の 比 較

作 業 人 夫			軽 作 業 人 夫			
用	日 雇		常 用		日 雇	
26年 8 月 =100	実 額	26年 8 月 =100	実 額	26年 8 月 =100	実 額	26年 8 月 =100
100.0	円 248	100.0	円 204	100.0	円 186	100.0
118.7	237	95.6	237	116.2	188	101.1
123.7	256	103.2	226	110.8	193	103.8
134.3	287	115.7	288	141.2	210	112.9

このように本年上昇度の鈍かった非熟練の単純労務が技能的職務の賃金よりも高く上つていることは注目されるが、それも主として純日雇労務者よりは常用労務者の賃金増加によるものであり、例えば軽作業人夫の昭和二七年一一月では前年八月に比べて日雇一二・九%増、常用四一・二%増、重作業人夫日雇一・七%増、常用三四・三%増、しかもこの引上げも労働時間の増加によるものがあることを考えれば、日雇の単純労務作業者の賃金は実質賃金として保合とみるべきであろう(第七四表)。

五一 なお、建設業が最も強く上つていることは既説の通りであるが、これは北海道、福島、岐阜、鳥取等の電源開発、保安駐留関係地域における異常な増加が影響するところ大で、特に人夫、土工の如きは労務需給を反映して、この地域が特に大であることも附記さるべきであろう。